

和歌山大学地域連携事業推進本部規則

制 定 令和 7年 3月28日

法人和歌山大学規程 第2809号

最終改正 令和 8年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人和歌山大学組織規則第16条の2第2項の規定に基づき、和歌山大学地域連携事業推進本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、和歌山圏域が抱える課題の解決と地域社会の発展及び教育に寄与するために、和歌山大学（以下「本学」という。）が実施する地域連携に関する事業の企画立案、進行管理及び学内連絡調整を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の諸機関と連携した地域課題の解決に資する研究教育に関すること
- (2) 学生の地域をフィールドとした実践的な学びの支援に関すること
- (3) 地域と協働した児童、生徒、学生の学びの高度化に関すること
- (4) 社会人のキャリアアップのための学びの支援に関すること
- (5) その他本部の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 本部は以下の室等で構成する。

- (1) 紀伊半島価値共創基幹和歌山地域連携室（以下「和歌山地域連携室」という。）
- (2) 紀伊半島価値共創基幹南大阪地域連携室（以下「南大阪地域連携室」という。）
- (3) 教育機構リカレント教育部門（以下「リカレント教育部門」という。）

(本部長)

第5条 本部に本部長を置き、学長が指名する。

2 本部長は、本部を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

(副本部長)

第6条 本部に、副本部長を置くことができる。

2 副本部長は学長が指名する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第7条 本部に、前条に規定する業務に関する重要事項を審議する本部会議を置き、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長

地域連携事業推進本部規則

- (3) 和歌山地域連携室長
- (4) 南大阪地域連携室長
- (5) リカレント教育部門長
- (6) 総務課長
- (7) 学務課長
- (8) 国際交流課長
- (9) 研究協力課長
- (10) その他本部長が必要と認めた者

2 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

3 本部会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本部員)

第8条 本部に、本部員を置き、前条第1項第2号から第10号に掲げる者をもって充てる。

(事務)

第9条 本部及び本部会議の事務は、総務課社会連携室が学務課、国際交流課及び研究協力課の協力のもと処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2925号）

この改正規則は、令和8年4月1日から施行する。